

理 由 書

姫路市公共下水道は、昭和 13 年に都市計画事業として着手し、昭和 47 年には新都市計画法の施行に伴い、全市街化区域を下水道区域として定め、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全及び浸水の防除に努めてきた。

この度、姫路市では市町合併に伴い、下水道事業をより効率的・効果的に推進するため、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント処理施設を含む姫路市公共下水道の見直しを行い、生活排水処理施設の効率的な統廃合を検討した結果、揖保川処理区を除く旧姫路市及び旧香寺町の農業集落排水事業区域を姫路市公共下水道の区域へ編入する。

併せて、雨水計画においては各排水区界の再編を行い、また、下水管渠の都市計画に定める範囲の方針見直しに基づき、下水管渠及びポンプ場を廃止する。

